

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

八代市の地勢は、東部から南部にかけて九州山地から連なる急峻山地と、市の中心部を東西に貫通する日本三急流の一つである球磨川により形成された沖積平野及び遠浅の八代海を利用した干拓地からなっており、日奈久以南は山地が海岸線まで迫っている。干拓事業は300年以上にわたって続けられ、現在では市域面積の約3割が干拓地になっている。

八代海に面した沿岸部は、海拔0メートル地帯が広がっているため、高潮による被害がたびたび発生している。また、一級河川である球磨川についても、平成17年の台風第14号の影響による大雨で、萩原地点で危険水位を突破するなど、中小河川を含めて氾濫に注意する必要がある。

また、八代市には、第一級の活断層である布田川一日奈久断層が南南西―北北東に走り、このラインで南東の山岳地帯と北西の低地帯に分断されている。

実際、平成24年度に熊本県が実施した地震・津波被害想定調査によれば、上記の布田川・日奈久断層帯による地震や南海トラフを震源とした地震及び津波により、八代市は大規模な被害の発生が予測された。これによれば市域のほぼ全域で震度5弱から震度7の揺れが予想され、市域では大規模な建物被害や人的被害が発生し、加えて堤防等が大規模に損壊及び沈下した場合には、市域の平野部の多くの地域が当該地震に伴い発生する津波によって浸水するといった予測結果が示されている。

また、揺れにより市域の各所で急傾斜地崩壊が予測されていることから、地形が急峻な中山間地では、土砂災害に伴う道路途絶による孤立が予想される。

(洪水：ハザードマップ)



(ハザードマップ：八代商工会議所管内)



(ハザードマップ：中心市街地)

八代市のハザードマップによると、八代会議所管内においては新港町を除く大半の地域で0.5mから3mの浸水が予想されており、農業の多い昭和地区、金剛地区では5mから10mの浸水が予想されている。

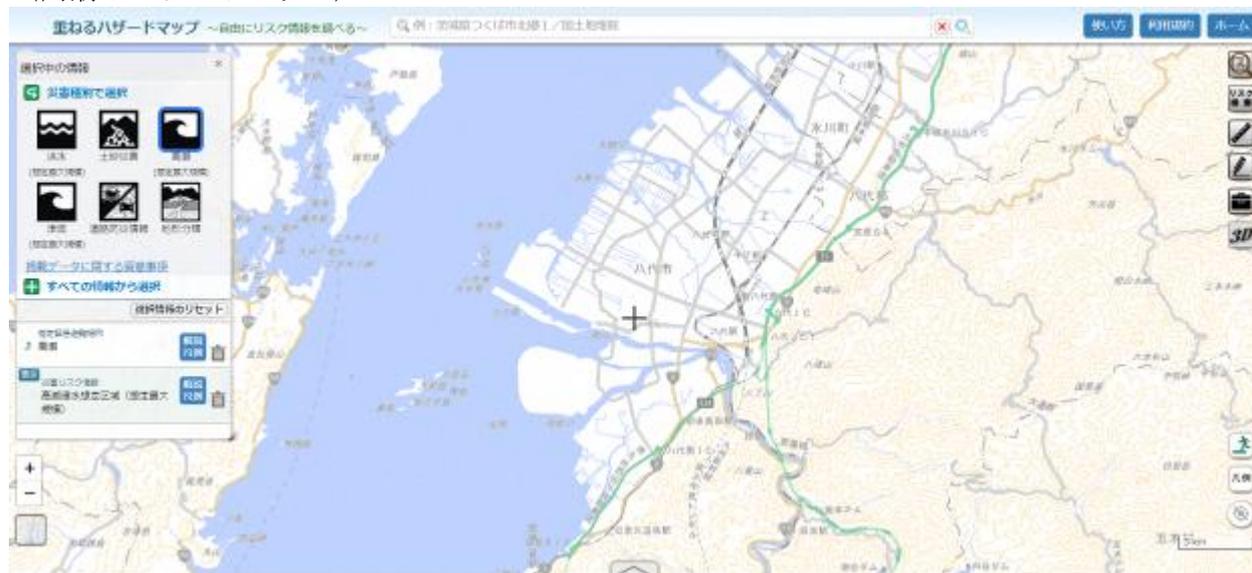
また八代商工会議所、八代市役所、熊本総合病院、桜十字八代リハビリテーション病院など大型病院が立地する中心市街地においては、0.5mから3mの浸水が予想されている。

(洪水：八代市地域防災計画)

- ・ 河川からの外水氾濫以前に、早期に内水氾濫の発生及び道路の冠水
- ・ 外水氾濫の場合、球磨川を始めとする各河川沿いの市街地部や平野部が広範囲に浸水

- ・ 中山間地（東陽・泉・坂本・二見等）では、河川の増水や土砂災害により道路が寸断され孤立地区が発生
- ・ 大規模な土砂災害や深層崩壊による土砂災害により、大規模な土石流や天然ダムが発生することにより孤立地区や天然ダムの下流域の集落では集団避難の必要が生じる

（高潮：ハザードマップ）



農業が多い昭和地区、郡築地区、金剛地区において高潮による浸水が予想されている。

（高潮：八代市地域防災計画）

- ・ 台風の接近に伴い、風雨が次第に強まる（風速や潮位の急激な増大）
- ・ 高潮氾濫の場合、沿岸域から平野部が広範囲に浸水、洪水と比べ沿岸域の浸水深が大きい低地部では長期湛水と塩害発生

（地震：J-SHIS）

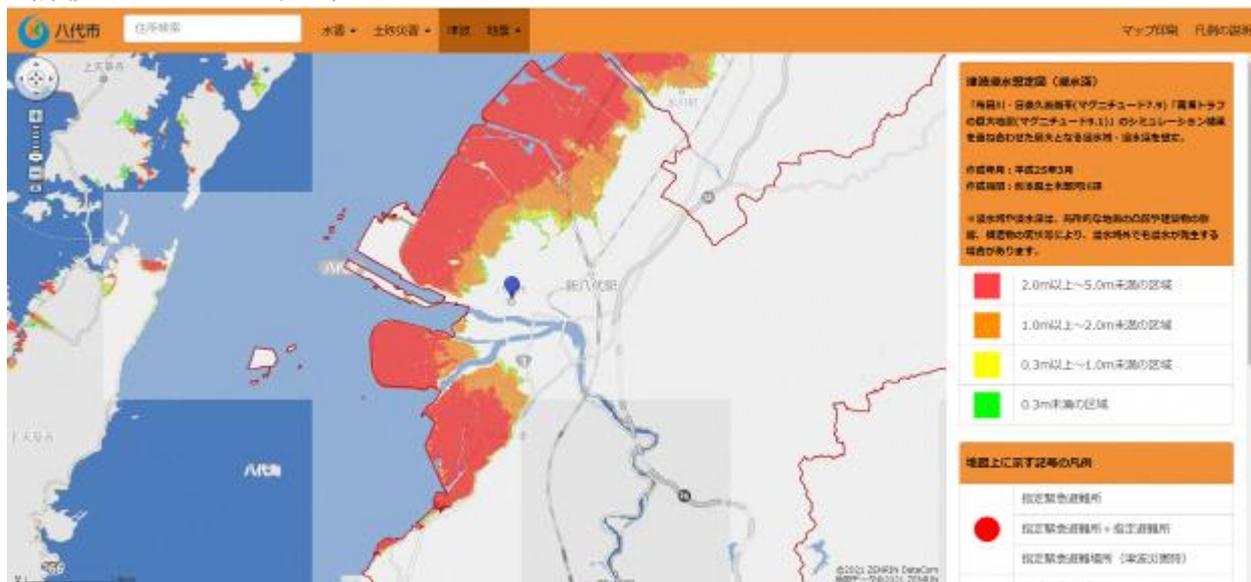


地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5強の地震が今後50年39%の確率で発生すると言われている。

(地震：八代市地域防災計画)

- ・ 市域のほぼ全域で震度 5 弱から震度 7 の揺れが発生、広域的な停電及び通信途絶発生
- ・ 断層に近い市域の西部一帯では、多数の家屋の倒壊、生き埋め等の要救助者が発生
- ・ 多数の家屋倒壊に伴い街路閉塞や出火が多発
- ・ 初期消火や消防団の駆け付けが不十分な場合は延焼火災の可能性
- ・ 揺れや液状化による道路・橋梁等の被害多発
- ・ 沿岸埋立地域では、液状化が広範囲に発生
- ・ 中山間地（東陽・泉・坂本・二見等）では急傾斜地崩壊などの土砂災害により道路が寸断され孤立地区が発生

(津波：ハザードマップ)



「布田川・日奈久断層地震」「南海トラフ巨大地震」が発生したときに、八代海に面するほとんどの地域で津波による 2 m から 5 m の浸水が予想されている。

(津波：八代市地域防災計画)

- ・ 地震により堤防が損壊し、破堤地点付近は地震後、数分で津波到達、内陸 2 k m までは概ね 30 分で浸水。最終的には 2~4 時間程度で八代市の平野部の多くが浸水。ただし、河川沿いでは津波遡上により早期に浸水開始
- ・ 津波は八代海の内側で反射し、津波が繰り返し来襲、長時間にわたり津波が継続
- ・ 津波により船舶や倒壊家屋等の大量の漂流物が発生、さらに津波火災が発生

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者等数（八代商工会議所管内）

- ・ 商工業者数 4,345 件
- ・ 小規模事業者数 3,386 件

【内訳】

| 業 種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 |
|--------|--------|-------|---------|---------------------------------|
| 小規模事業者 | 建設業 | 440 | 415 | 市内に広く分散分布している |
| | 製造業 | 268 | 215 | 大工場が球磨川近くに1社、八代港近くに3社ある |
| | 卸・小売業 | 1,379 | 938 | 球磨川近くに中心商店街がある |
| | 宿泊・飲食業 | 601 | 419 | 市街地に多く分布している 日奈久温泉に活断層がある |
| | サービス業 | 473 | 862 | 市内に広く分散分布している |
| | 医療・福祉業 | 448 | 103 | 市内に広く分散分布している 大規模病院が中心市街地に2件 |
| | その他 | 736 | 434 | |
| 全業種 | | 4,345 | 3,386 | |

(3) これまでの取組

1) 八代市の取組

- ・ 地域防災計画の策定
- ・ 総合防災マップの策定
- ・ 災害時業務継続計画及び受援計画の策定
- ・ 防災啓発活動の実施（防災アプリ等の周知、出前講座の実施等）
- ・ 防災行政情報通信システムの整備
- ・ 国土強靱化地域計画の策定
- ・ 総合防災訓練及び住民参加型防災訓練の実施
- ・ 防災備蓄品等の整備

2) 八代商工会議所の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 八代市内の損保会社と連携した損害保険の加入促進
- ・ 職員、来場者用にヘルメットを常備
- ・ マスクや消毒液など衛生品の備蓄

II 課題

現状では、八代商工会議所の BCP は作成されているものの、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会議所経営指導員が不足しているなど課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害のリスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会議所と八代市との間における被害状況報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策を行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内の体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<事業者 BCP 策定の推進に関すること>

- ・地区内の事業者を対象とした事業継続力強化計画に関するセミナーを年 1 回開催する。
開催通知は、対象者への定期巡回、郵送及び本所及び本市のホームページにて情報発信を行う。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (2022 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

八代商工会議所と八代市の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

本計画と「八代市地域防災計画」や国の示す感染症予防マニュアルに基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害などのリスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政

の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

<定量目標>

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| セミナー開催数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| BCP策定件数 | 5 | 5 | 10 | 10 | 10 |

2) 八代商工会議所の事業継続計画の作成

別添参照（令和2年度作成。令和4年1月一部変更。）

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 八代商工会議所と八代市で年に1回以上の状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（部署ごとのLINEグループを利用し、安否確認、大まかな家屋被害や道路状況などを八代商工会議所、八代市とで共有する）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」がなされた場合には、八代市における感染症対策本部設置に基づき八代商工会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 八代商工会議所と八代市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め

る。

(豪雨時の例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を把握し、1日以内に情報共有する。

(豪雨・台風の被害規模の目安は以下を想定)

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡の取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

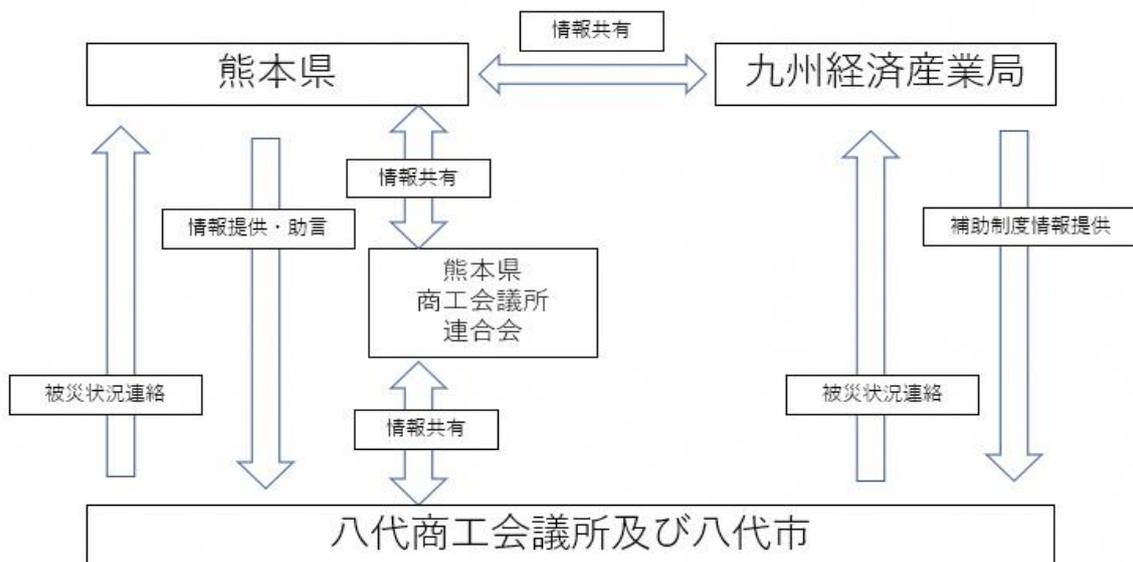
- ・ 本計画により、八代商工会議所と八代市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 1週間～1ヶ月 | 1日に1回 |
| 1ヶ月以降 | 週に1回共有する |

- ・ 「八代市地域防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 八代商工会議所と八代市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 八代商工会議所と八代市が共有した情報を、熊本県商工振興金融課あてにメール又はFAXにて報告する。
- ・ 感染症流行の場合も国や都道府県等からの情報や方針に基づき、各々が共有した情報を熊本県の指定する方法にて八代商工会議所又は八代市より熊本県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、八代市と相談のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や熊本県、八代市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、八代商工会議所・八代市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

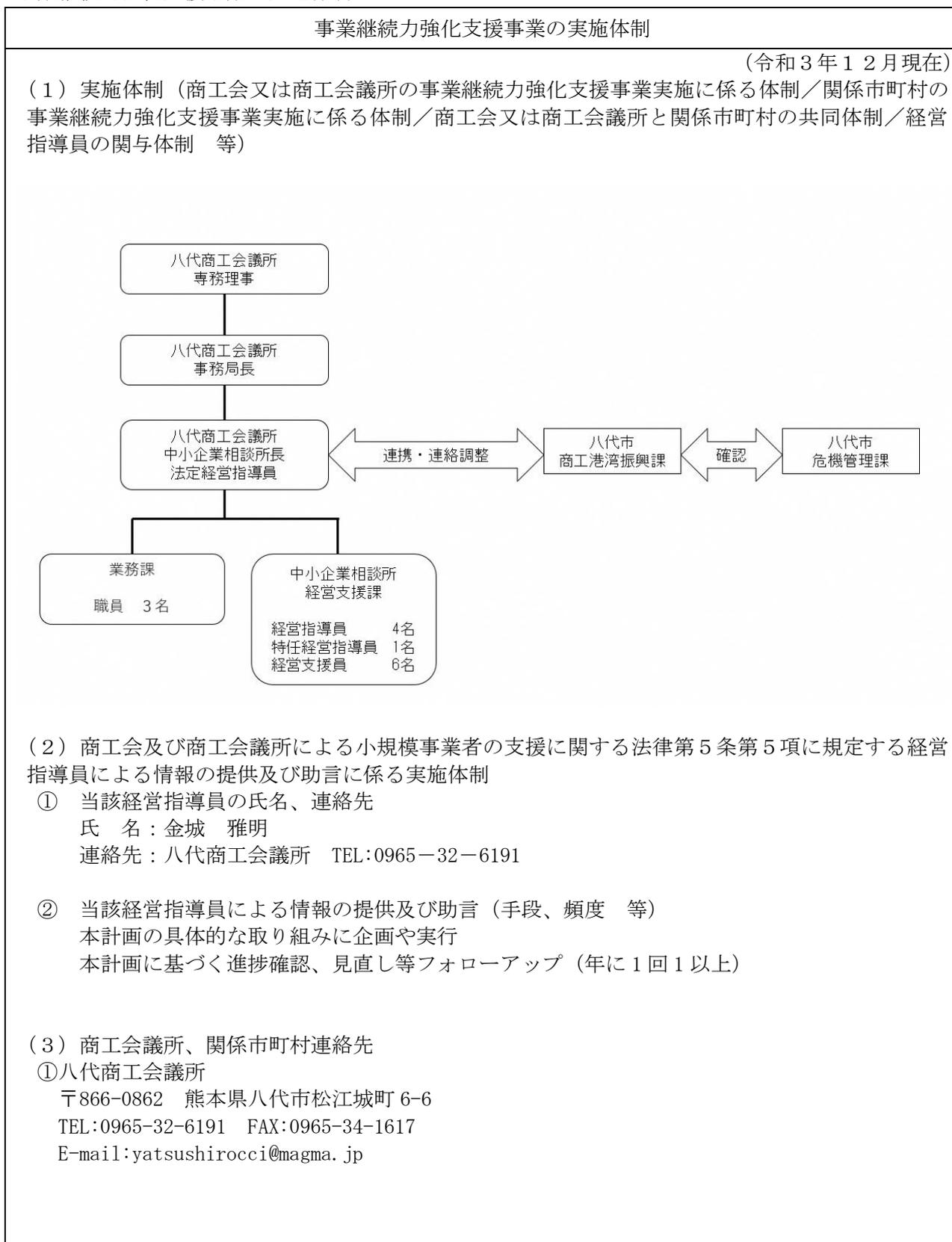
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて、八代商工会議所・八代市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②八代市 商工・港湾振興課

〒866-0844 熊本県八代市旭中央通 3-11 TS ビル

八代市 経済文化交流部 商工・港湾振興課

TEL 0965-33-8513 / FAX 0965-33-4516

E-mail:shoko@city.yatsushiro.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県に報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| セミナー開催費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 広報費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|------------------|
| 会費、熊本県補助金、八代市補助金 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|---|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 熊本支店 熊本市中央区水道町5-15 執行役員 熊本支店長 西村 拓浩 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ① BCP 策定セミナーの開催 ② BCP 関連の損害保険の周知 ③ 防災・減災対策に関するアンケート調査の実施 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ① セミナー企画・運営の企画・運営、講師の派遣 ② 損害保険加入に関する相談、加入推奨 ③ 管内企業の巡回とアンケート調査票の回収 ※八代市内の同社保険代理店が事業実施に全面的に協力する。 |
| 連携体制図等 |
| |